

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月19日
【会社名】	株式会社フージャースホールディングス
【英訳名】	Hoosiers Holdings
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣岡 哲也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	03(3287)0704
【事務連絡者氏名】	グループ戦略室長 北川 智哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
【電話番号】	03(3287)0713
【事務連絡者氏名】	グループ戦略室長 北川 智哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注)会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 13,482,357,375円 (注)上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)及び行使代金500円を基準として算出した見込額です。行使代金が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。但し、新株予約権の行使に際して、新株予約権の保有者は新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に引受人への手数料を加えた行使代金を支払うこととなるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額と、行使代金の合計額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	27,798,675個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成30年2月1日
払込取扱場所	該当事項はありません

##### (注) 1. 取締役会決議日

平成30年1月19日開催の当社取締役会決議によります。

##### 2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記(注)3.に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、当社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

##### 3. 株主確定日

平成30年1月31日

##### 4. 割当比率

各株主の所有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

##### 5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいいます。以下同じです。）

平成30年2月1日

##### 6. 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。

##### 7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

##### 8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。したがって、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

##### 9. 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

(1) 米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。

(2) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載します。)は27,798,675株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載します。)は1株で確定しており、株価の下落により行使代金(別記「新株予約権の行使時の払込金額」で定義します。)が修正されても変化しません。なお、行使代金が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は減少します。</li> <li>2. 本新株予約権の出資価額の修正基準: 本新株予約権の出資価額は、本新株予約権の行使代金が修正された場合、行使代金に0.97を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。本新株予約権の行使代金は、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。</li> <li>3. 出資価額の修正頻度: 出資価額は、行使代金が修正される際に修正されます。行使代金は、平成30年3月20日以降、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載のとおり修正されます。</li> <li>4. 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は27,798,675株(平成30年1月18日現在の発行済株式総数に対する割合は88.1%)、割当株式数は1株で確定しています。</li> <li>5. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限: 今回の資金調達の手法や特質に鑑み、上記出資価額の下限は設けられていません。</li> <li>6. 本新株予約権には、平成30年3月19日に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する条項が設けられています(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照。)</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、当社の単元株式数は100株です。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>27,798,675株 本新株予約権の目的となる株式の総数は株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数であり(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。)、上記本新株予約権の目的である株式の総数は、平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込みの数です。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「出資価額」といいます。)は、本新株予約権1個当たり485円とします。但し、下記のとおり、行使代金の修正がされた場合には、出資価額は、行使代金に0.97を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。 なお、一般投資家権利行使期間(以下(注)3.「本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限」に定義します。)における各本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)が支払うべき金額(以下「行使代金」といいます。)は、本新株予約権1個当たり500円とします。但し、引受会社権利行使期間(以下(注)3.「本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限」に定義します。)における行使代金は、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	13,482,357,375円 (注)上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準とし、行使代金500円で、かつ本新株予約権無償割当てにより割り当てのあった全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した見込額です。行使代金が修正された場合には、上記発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、485円とします。 (別記「新株予約権の行使時の払込金額」とおり、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.97を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。) 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切上げるものとします。
新株予約権の行使期間	平成30年2月1日から平成30年3月15日まで及び平成30年3月20日から平成30年3月22日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じです。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使代金の支払いを行います。行使代金は、本新株予約権1個当たり500円(但し、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。)とし、そのうち出資価額(本新株予約権1個当たり485円。但し、行使代金の修正がされた場合には、行使代金に0.97を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。)に修正されます。)が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとします。なお、行使代金と出資価額の差額が手数料として下記「(3)新株予約権証券の引受け」に記載の引受人(以下「引受会社」といいます。)に対して支払われるものとします。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、平成30年3月19日に、交付財産(以下に定義します。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得するものとします(以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。) 「交付財産」は、本新株予約権1個当たり1円としますが、平成30年3月16日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」といいます。)(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません
--------------------------	------------

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」といいます。)に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が同欄第3項記載の払込取扱場所(以下「払込取扱場所」といいます。)の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、

コミットメント契約(下記「(3)新株予約権証券の引受け(注)1.」に定義します。以下同じです。)に基づき権利行使する場合の引受会社を除く本新株予約権者(以下「一般投資家」といいます。)が権利行使することができる期間(以下「一般投資家権利行使期間」といいます。)

平成30年2月1日から平成30年3月15日まで

引受会社がコミットメント契約に基づき権利行使することができる期間(以下「引受会社権利行使期間」といいます。)

平成30年3月20日から平成30年3月22日まで

会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間は、一般投資家権利行使期間及び引受会社権利行使期間を併せた期間とします。

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、当社は、平成30年3月19日に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部を取得します。従って、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程(以下「標準処理日程」といいます。)によれば、口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者とその口座管理機関(機構加入者)に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者(行使請求受付場所)に対する取次ぎが行われることが想定されています。標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者(行使請求受付場所)に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成30年3月14日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要となります。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家自身で、各口座管理機関に確認する必要があります(なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に更に時間を要する可能性があります。)

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

なお、本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとします。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成30年2月1日)となり、上場廃止日は一般投資家権利行使期間の満了日の4営業日前(平成30年3月9日)となるのが予定されているが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、適用ある法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることは妨げられません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

#### 6. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、本件の株主確定日である平成30年1月31日から起算して4営業日前までに当社普通株式を株式市場で売却することで、本新株予約権の割当てを受けないことも可能です。

#### 7. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

##### (1) 資金調達の目的

当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」といいます。)は、不動産開発事業、CCRC事業(注)、戸建・アパート事業、不動産投資事業及び不動産関連サービス事業の5つの主力事業を通じて、全ての人の欲しかった暮らしを叶える企業グループを目指してまいります。

(注) CCRC事業とは、Continuing Care Retirement Community(高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティー)に関する事業を意味します。

当社グループが事業を展開するこれらの事業分野では、高齢者の増加・核家族化の進行、地方におけるコンパクトシティ化推進、訪日観光客数の増加によるインバウンド需要の増大、中古住宅ストックの再生・流通市場の拡大という昨今の社会情勢の影響を受けることが見込まれます。当社は、このような事業環境においては、お客様のニーズに機動的に対応できる組織体制の構築が重要であると認識しており、各事業会社の専門性を高め、より質の高い商品をお客様に提供することでグループ全体の企業価値を向上させることを目標としております。

当社が平成28年5月に策定した中期経営計画においては、事業エリアの拡大、顧客ターゲットの拡大及び事業範囲の拡大を、当社グループの事業戦略として位置づけております。具体的には、「事業エリアの拡大」としては、これまで当社グループが事業を展開していた首都圏や大都市圏のみならず、地方を含めた全国に事業エリアを拡大することを目指しております。また、「顧客ターゲットの拡大」としては、シニア層や富裕層向けの事業を展開することが考えられます。「事業範囲の拡大」としては、生活関連サービスやストックビジネスへの進出、展開が考えられます。

これらの事業戦略の具体的な展開として、当社グループは、( )CCRC事業においてヘルスケア・リートを将来的に組成し上場させることを模索しております。また、( )その他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することで、事業範囲の拡大を図ることを目指しております。

( )のCCRC事業におけるヘルスケア・リートを組成し上場させることにつきましては、当社グループは、上記で述べた経営方針である「事業エリアの拡大」として、地方を含めた全国においてマンション等を展開すること、「顧客ターゲットの拡大」としてシニア層及び富裕層向けのマンション等を展開することを検討しておりますところ、近隣にヘルスケア施設がない場合や、交通手段が十分に整備されていない場合もあるため、当社グループが販売・管理するマンション等の近隣にヘルスケア施設を設置することができれば、ファミリー層に加えてアクティブシニア層の需要喚起にもつながり、他物件より優位性が働き、相対的にマンション等の需要・価値を高めることができると考えております。当社グループはこれまでスポーツ・センターの運営管理を行っており、その知見を活かして病院や介護施設その他のヘルスケア施設についても、建設・運営・管理等を行っていく予定です。他方で、当社グループの貸借対照表に計上される資産及び負債に与える影響等も踏まえ、資本効率及び資産効率の向上の観点から、当社グループ本体による保有ではなく、現時点では投資法人(リート)による保有を検討しております。そこで、当社グループは、ヘルスケア・リートを組成し上場させるとともに、かつ、当社グループにおいてヘルスケア施設に係る物件を建設又は取得し、借主の販管費の削減やリハビリスぺースの新設等を行い収益を向上させ、賃貸収入を高めた後、当該ヘルスケア・リートに売却し、売却による利益を得るとともに、当社グループにおいて設立する資産運用会社が当該ヘルスケア施設に係る物件の資産管理を受託し、運用報酬を得ること等により、当社グループの収益の安定性を向上することを意図しております。同時に、上記のとおり、そのようなヘルスケア施設が隣接する場所にあることで、当社グループの販売又は保有するマンション等の需要・価値を高めることができるものと考えております。また、( )のその他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することにつきましては、当社は、まずは発電・売電事業に係る投資を特に強化することで、上記事業戦略の「事業範囲の拡大」を目指すことを考えております。具体的には、当社グループは、同事業において、メガソーラー発電設備又はバイオマス発電設備を取得又は新設し、投資家に売却することにより、当該設

備の売却益を得ることを検討しており、このような売却益の計上を通じて、当社グループの経営成績に貢献するものと考えております。このように、当社グループはメガソーラー発電事業に係る投資を更に強化するとともに、新たにバイオマス発電事業分野への参入を行うことで、発電事業に係る投資を強化することを検討しております。

本件の一部コミットメント型ライツ・オファリング(以下に定義します。以下同様。)(以下、「本ライツ・オファリング」といいます。)は、これらの事業投資のための資金を調達するものであり、本ライツ・オファリングを実行することにより当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。なお、当社グループの中期経営計画では、2021年3月期の連結業績目標を設定しておりますが、同目標数値は、上記のCCRC事業及びエネルギー事業の各施策の実行を前提としておらず、仮にこれらの施策が遅延又は中止された場合にも、同目標数値を達成できる見込みです。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当て、本新株予約権の行使に際して払い込まれる資金(出資価額)によって当社の資本が増加する仕組みになっています。また、本新株予約権無償割当てでは、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結しており、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個(但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、上記コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡され、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行使することが合意されており、一般投資家による本新株予約権の行使と併せることで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断しました。

## (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、本ライツ・オファリングを実施するに際して、既存の株主様の利益保護及び資金調達の規模と確実性を並立させるべく、公募増資等の様々な資金調達の手法を検討いたしました。その結果、以下の理由から、エクイティ・ファイナンスのうち、上記2点を充足すると考えられる資金調達手法として一部コミットメント型ライツ・オファリングの方法を選択することといたしました。なお、当社グループは、不動産物件の取得に際して、金融機関より当該取得不動産を担保とした借入を行っており、今後行う予定です。しかしながら、当社グループの現時点における財政状態、今後の事業展開に係る投資の性質とそれに要する資金等を勘案し、エクイティ・ファイナンスが金融機関からの借入れよりも適切であると判断いたしました。

### 既存の株主様の利益保護

当社は、本ライツ・オファリングを検討するにあたり、まず、既存の株主様の利益の保護の観点から資金調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。

この点、本件の調達金額相当額を公募増資又は第三者割当による株式又は新株予約権等(以下「株式等」といいます。)の発行により一度に調達する場合には株式の希薄化が不可避免的に生じることとなりますが、既存の株主様は公募増資又は第三者割当による希薄化の影響を回避又は軽減する手段を有しないこととなり、かかる株主様に経済的不利益を与えるおそれがあると考えられます。さらに、調達金額相当額を株式等の第三者割当増資により調達する場合は、かかる既存の株主様への希薄化の影響に加え、当社の取締役会が決定する特定の者に相当数の株式等が割り当てられることにより当社の支配権に影響を及ぼす株主が出現し得ることとなります。

一方、ライツ・オファリングでは、一定の日における当社以外の全ての株主に対し、その保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるため、増資後も持分割合の維持を希望する既存の株主様は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することにより希薄化の影響を回避することができます。同時に、発行された本新株予約権が東京証券取引所において上場される予定であるため、既存の株主様が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引等により売却することも可能です。なお、当社は、平成30年3月19日に、交付財産(本新株予約権1個当たり1円としますが、平成30年3月16日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」といいます。)(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格)から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得します。既存の株主様は、本新株予約権を当社が取得する前に、本新株予約権の行使又は売却を行うことにより、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を軽減することが期待で

きます。これら既存の株主様の利益保護の観点から、当社は、今回の資金調達的手法としてライツ・オフアリングを選択することといたしました。

#### 資金調達の規模と確実性

ライツ・オフアリングには、発行会社が特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのようなコミットメント契約を特定の証券会社との間で締結せず、行使されなかった新株予約権は消滅するスキームであるノンコミットメント型ライツ・オフアリングが存在します。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは証券会社による引受けが存在しないため、発行費用を抑えつつ発行会社の意向で柔軟な資金調達を行うことが可能であるものの、株主又は投資家が新株予約権の行使を行わない場合にはその分資金調達額が減少するため、資金調達の確実性に弱みがあります。

他方、コミットメント型ライツ・オフアリングを採用した場合には、既存株主又は新株予約権を取得した投資家が新株予約権の行使を行わない場合にも、原則として証券会社が未行使の新株予約権の全部又は一部の取得及び行使を行うため、発行会社としては、当初予定していた資金調達額を調達できる確実性が高いこととなります。

さらに、コミットメント型ライツ・オフアリングの種類としては、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング(以下「全部コミットメント型ライツ・オフアリング」ということがあります。)

と、一定期間内に株主又は新株予約権を取得した投資者に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めたコミットメント契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリング(以下「一部コミットメント型ライツ・オフアリング」ということがあります。))が考えられます。この点、全部コミットメント型ライツ・オフアリングによる場合、一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて相対的に資金調達の確実性は高いものとなりますが、未行使の新株予約権全部の行使を義務付けられる証券会社の引受けリスクが大きいと、コミットメントを引き受ける証券会社を見つけることが困難になる可能性があること及びコミットメントを引き受ける証券会社がいるとしてもかかるリスクに見合った多額の引受手数料(いわゆるスプレッド方式(発行会社が引受手数料を引受証券会社に別途支払う代わりに、投資者が引受証券会社に支払う金額と引受証券会社が発行会社に支払う金額に引受手数料相当の差額を設けることで引受けに係る報酬を支払う方式)における差額を含みます。以下同じです。))の支払いが必要となることが予想されます。一方、我が国における過去のライツ・オフアリングの事例における行使率はほぼすべての事例において80%以上であり、発行会社の株式の流動性や新株予約権の発行条件、資金使途等によっては、新株予約権の大半が一般投資家によって行使される結果一部コミットメント型ライツ・オフアリングであっても予定する調達金額全額が調達される可能性が高いと見込まれる場合もあるといえます。そのような場合において、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは一部コミットメント型ライツ・オフアリングに比べて証券会社の引受けリスクが相対的に高く、かかるリスクに見合った多額の引受手数料の支払いが必要となりうることに鑑みると、全部コミットメント型ライツ・オフアリングは資金調達コストの観点からは必ずしも最適ではないこととなります。

本件では、当社グループの資金調達額及びその使途、我が国における過去のライツ・オフアリングの事例における行使率の結果、当社の株式の流動性等を踏まれば、本ライツ・オフアリングにおける行使代金を500円(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成30年1月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は59.8%)とし、また当社が本新株予約権を取得する際の交付財産を1円又は0円とすることで、一般投資家による本新株予約権の行使率を相当程度高めることができると考えられます。その上で、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権について、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個(発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する数であり、以下「コミットメント上限数」といいます。)(但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。))について、コミットメント契約に基づき、原則として引受会社に譲渡し、引受会社は、当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行行使することを合意することで、資金調達コストを適切な水準に抑えつつ、当社が予定している資金調達額全額の調達の蓋然性を相当程度高めることができると判断し、一部コミットメント型ライツ・オフアリングによる資金調達方法を選択いたしました。

#### 行使価額修正条項

なお、本新株予約権には、行使代金の修正条項が付されており、引受会社権利行使期間における行使代金は、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とし



す。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受会社による権利行使が行われることにより、既存株主様は希薄化の影響を受け、また、実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する5,559,735個)が上限であって、それを超えて上記のような低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことにより、本ライツ・オフリングに係る引受手数料を相対的に低い金額とすることができます。以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

8. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

10. 当社の株券の賃借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係人等との間で締結される予定の取決めの内容

引受会社は、当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワンとの間で、平成30年2月1日から平成30年3月27日までの期間において当社普通株式1,500,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。多様な市場参加者の取引形態を用意することで本新株予約権の売買を活性化することを目的としており、売買の活性化が本新株予約権を付与した既存株主様に売却の機会を提供することにつながることで、本ライツ・オフリングが既存株主様の利益により資するものになると考えています。また、引受会社によれば、上記株式貸借契約の締結にかかわらず、平成30年3月19日の新株予約権の取得に係る交付財産及び行使代金の決定以前は、コミットメント契約により引受会社が取得するポジションのリスクヘッジを目的とした当社普通株式の取引を行う予定はないとのことです。なお、本新株予約権の無償割当てに際して、株式貸借契約の対象株式に係る本新株予約権は、貸主である株式会社ティ・エイチ・ワンに対して割り当てられません。

11. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

12. 税務上の扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

## (3)【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数(個)	引受けの条件
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町 二丁目11番1号山王 パークタワー	引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数は、平成30年3月20日において当社が保有する全ての本新株予約権の数とします。引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することとなったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数です。	(注)1.、2.、3.
計	-	-	-

- (注)1. 当社は、引受人との間で本書提出日付で株式会社フージャースホールディングス第2回新株予約権行使のコミットメント契約証書(以下「コミットメント契約」といいます。)を締結しています。コミットメント契約上、一般投資家が行使を行わなかった本新株予約権について、当社が上記「(2)新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に記載の取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個(但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、原則として引受人に譲渡し、引受人が平成30年3月20日から平成30年3月22日までの間に自ら当該本新株予約権を全て行使することが合意されています。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の財政状態に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等においては、引受会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される場合があります。なお、引受会社は、コミットメント契約が解除される場合でも、手数料を引き続き受領することができ、受領した引受手数料を返還する義務を負いません。
2. 当社から引受人へ譲渡する本新株予約権1個当たりの対価は、1円とします。但し、平成30年3月19日のVWAP価格(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日VWAP価格)から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は0円とします。
3. 引受人に対して支払われる手数料の総額の、平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額は、416,980,125円です。
4. 引受人が引受けの対象となる本新株予約権の全てを取得することになったと仮定した場合、当社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合は5%を超える可能性があります。なお、当該引受人の平成30年1月9日における、当社が発行者である株券等に係る株券等保有割合は0.004%です。

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
13,482,357,375	50,000,000	13,432,357,375

- (注)1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、平成30年1月18日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として本新株予約権無償割当てにより割当てのあった全ての本新株予約権が行使代金500円(出資価額は485円)で行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 発行諸費用の概算額は、平成30年1月18日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳  
弁護士報酬及び証券代行諸費用等 5,000万円  
なお、当社は、受領した出資価額の合計額からは手数料を支払わず、行使代金と出資価額の差額が引受会社の手数料となるため、かかる手数料は発行諸費用には含まれておりません。引受会社の手数料に関する詳細につきましては、上記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」をご参照ください。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 出資価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
ヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資	75億円	平成30年2月～平成31年3月
エネルギー事業への事業投資	60億円	平成30年2月～平成31年3月

本ライツ・オフリングによって調達した資金は、当社グループのヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資、及びエネルギー事業への事業投資として、それぞれ75億円及び60億円を充当する予定です。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定以上に行われなかったこと等により、本ライツ・オフリングによる資金調達金額が上記記載の差引手取概算額よりも減少した場合においても、上記の資金使途への充当の予定を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には上記の資金使途への充当を遂行する予定であります。

## ヘルスケア・リート事業展開の基盤強化のための投資

上記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 7. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載したとおり、当社グループは、中期経営計画において、事業エリアの拡大、顧客ターゲットの拡大及び事業範囲の拡大を、当社グループの事業戦略として位置づけており、これらの事業戦略の具体的な展開として、CCRC事業においてヘルスケア・リートを将来的に組成し上場させることを模索しております。

具体的には、当社グループが販売・管理するマンション等の近隣における提携医療施設、その他のヘルスケア施設を、新たに組成するヘルスケア・リートにより保有することを検討しております。そのための施策として、まず、当社グループにおいてヘルスケア施設に係る物件を建設又は取得し、リノベーション等を行った後、当該ヘルスケア・リートに売却し、売却による利益を得るとともに、当社グループにおいて設立する資産運用会社が当該ヘルスケア施設に係る物件の資産管理を受託し、運用報酬を得ること等により、当社グループの収益の安定性を向上することを意図しております。

かかる施策のため、当社は、ヘルスケア施設に係る物件の取得のために、平成30年2月から平成31年3月までの間に75億円を充当する予定です。

## エネルギー事業への事業投資

上記の事業戦略の具体的な展開として、当社グループは、その他事業においてエネルギー事業への投資を通じてストックビジネスを強化することで、事業範囲の拡大を図ることを目指しております。具体的には、当社グループが既に行っているメガソーラー発電事業に係る投資を更に強化するとともに、新たにバイオマス発電事業分野への参入を行うことで、発電事業に係る投資を強化することを検討しております。

かかる施策のため、当社は、バイオマス発電設備の取得のために、平成30年2月から平成31年3月までの間に60億円を充当する予定です。なお、当社は本日付で神栖バイオマス発電施設及び発電施設の取得(匿名組合持分の取得)について当社取締役会で決定しており、当該物件の取得のために平成30年3月までの間におよそ18億円を充当する予定です。

なお、取得した物件については、当社グループで設備の建設等を行ったうえで(個々の物件について、設備の建設等に要する期間は約1年6ヶ月を見込んでいます。)、上場インフラファンドその他の投資家に売却し、かつ当該設備の運用又は管理業務等のフィービジネスを当社グループで行うことを検討しており、このような売却益の計上を通じて当社グループの経営成績に貢献するものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金について、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した使途に充当することを予定しております。当社は、本ライツ・オフリングを実行することにより当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

### 2. 発行条件等の合理性

#### (1) 権利行使に係る価額及びその算定根拠等

一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

一般投資家が当社普通株式1株を取得するための本新株予約権1個当たりの行使代金につきましては、500円と設定しております(行使代金と出資価額の差額である15円が本新株予約権1個当たりにつき引受会社に対して支払われる手数料となります。)。行使代金500円は、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成30年1月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とした場合のディスカウント率は59.8%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはないことから、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率)を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1:1:1(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株)とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性(本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。)、引受会社に対して支払われる手数料、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

ライツ・オフリングのコミットメントに係る手数料について、発行会社がコミットメントを行う特定の証券会社に支払う方法で行われた場合には、引受手数料が発行会社の費用として計上されるため、発行会社の経営指標である経常利益や1株当たり当期純利益等に影響を与えることとなります。一方、公募増資では、証券会社は一般投資家の購入価格である発行価格で募集を行い、発行会社には手数料相当額を差し引いた発行価額が払い込まれるのが一般的であり、この場合、発行会社は引受手数料を費用計上しません。このように、発行会社がコミットメントを行う特定の証券会社に手数料を支払う方法で行われるライツ・オフリングと公募増資は、株式の発行による資本調達という経済的効果は同じながら、発行会社における手数料の会計処理が異なることから、投資家にとって財務指標等の比較が困難になる可能性があります。

今回、当社が採用する方式の場合には、投資家の支払う「行使代金」は「出資価額」に「引受手数料」を加えた金額となり、引受手数料が発行会社の費用として計上されないため、上記のような会計処理の違いを回避することができます。

#### 引受会社の権利行使に係る価額及びその算定根拠等

当社は、引受会社との間で、株主の皆様が行使を行わなかった本新株予約権については、当社が取得条項に基づき取得した上で、そのうち5,559,735個(但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。)について、原則として引受会社に譲渡し、引受会社が当該本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかる引受会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が一定の範囲で確保されるスキームとなっております。なお、引受会社も本新株予約権1個を行使するにあたっては、手数料を含めた500円を支払います(但し、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。))を行使代金として支払います。)

かかる行使代金について、今回、当社が採用する手数料の方式の場合に、公募増資との会計処理の違いを回避することができるという点は、上記「一般投資家の権利行使に係る価額及びその算定根拠等」で述べたと同様です。

なお、引受会社の権利行使に係る行使代金は、上記のとおり、平成30年3月19日(但し、終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が555円を下回る場合には、平成30年3月20日以降、当該終値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)に修正されます。また、かかる修正条項には、下限行使代金の設定はありません。そのため、仮に引受会社による本新株予約権の取得までに当社普通株式の市場価格が著しく下落した場合には、引受会社による本新株予約権の行使代金が低く修正されることとなり、そのような低い行使代金で引受

会社による権利行使が行われることにより、既存株主様は希薄化の影響を受け、また、実際の資金調達額が当初の予定よりも低くなる可能性があります。

しかしながら、引受会社による権利行使が行われる本新株予約権の数は発行新株予約権総数27,798,675個の20%に相当する5,559,735個)が上限であって、それを超えて上記のような低い行使代金での権利行使が行われるものではなく、希薄化について一定の歯止めがかけられております。また、そのような場合であっても、上記で述べた事業投資のための資金調達を行うことで、当社グループの今後の成長に向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大に寄与するものと考えております。さらに、行使代金の修正条項を付すことは、引受会社のリスク及び引受手数料等の発行条件全体を適正なものとするに資するものです。

以上より、本新株予約権に行使代金の修正条項を付していることは妥当であるものと考えております。

## (2) 取得条項及びその対価等

### 取得条項及びその対価

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、平成30年3月19日に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得します。交付財産は、本新株予約権1個当たり1円としますが、平成30年3月16日のVWAP価格(同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日VWAP価格)から行使代金である500円を差し引いた金額が負の数値である場合は、0円とします。

交付財産を本新株予約権1個当たり1円(但し、平成30年3月16日のVWAP価格によっては、交付財産が0円となる可能性があります。)とした場合、権利行使期間内に本新株予約権の行使や売却を行わなかった既存の株主様は1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の一部を補うことができない可能性があります。ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、権利行使期間内に新株予約権が行使されない場合には当該期間の満了により新株予約権が消滅してしまうことや、本新株予約権の発行から一般投資家権利行使期間の末日である平成30年3月15日まで十分な期間が設けられており、既存の株主様には本新株予約権の行使又は売却により1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益を軽減する機会が付与されていることに照らしますと、コミットメント型ライツ・オフリングである本ライツ・オフリングにおいて、当社による取得時の本新株予約権の市場価格相当の対価を支払う必要は必ずしもないものと考えております。

それと同時に、交付財産の決定にあたりましては、以下のとおり、コミットメント型ライツ・オフリングの長所を阻害しないように配慮しております。

すなわち、コミットメント型ライツ・オフリングでは、新株予約権の割当てを受けた既存の株主様が新株予約権の行使を望まない場合には、当該新株予約権を市場取引等により売却することで、既存の株主様以外の投資家にも新株予約権を取得し行使する機会を与えることができます。しかしながら、交付財産の価値と新株予約権の市場価格との乖離が小さい場合には、新株予約権者が新株予約権の行使又は売却を行う動機を減退させ、ひいては既存の株主様以外の投資家が新株予約権を取得し行使する機会を奪うこととなります。過去のノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいて、新株予約権の理論価格に比べ、新株予約権の市場価格が一定程度割安に推移した事例があることを考えますと、理論価格からのディスカウント率が小さい金額を交付財産として設定した場合には、新株予約権を売却せず、あえて取得条項による交付財産の交付を選択する既存の株主様が増える可能性があります。また、行使されなかった新株予約権が増える可能性が高まることによって、引受会社がコミットメント契約に基づき当社から取得し行使することとなる本新株予約権の数がコミットメント上限数となる可能性が高まり、よって未行使分の新株予約権を取得しこれを行使する引受会社のリスクが増加し、ひいては引受手数料その他の条件について当社にとって不利な発行条件の設定につながるものが懸念されます。かかるマイナスの影響を回避するためには、本件においても、当社による本新株予約権の取得の際に交付される財産の金額と本新株予約権の理論価値との間に相当程度の差異を設けることが必要となります。

これらの事情を考慮し、本件においては、交付財産が1円又は0円となるような設計を採用しております。なお、下記「取得した本新株予約権の引受会社への譲渡」に記載のとおり、当社は、取得した本新株予約権を交付財産と同一の価格で引受会社に譲渡する予定であるため、交付財産の支払いは当社の企業価値を損ねるものではないと判断しております。

### 取得した本新株予約権の引受会社への譲渡

本件は一部コミットメント型ライツ・オフリングであり、コミットメント契約として、一定期間内に行使されなかった本新株予約権について、その一部を上限として引受会社が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結しています。すなわち、当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権については、原則として、そのうち5,559,735個(但し、取得本新株予約権数が5,559,735個以下の場合には、取得本新株予約権数とします。)を引受会社に譲渡し、引受会社は、平成30年3月20日から平成30年3月22日までの間に、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定です。引受会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格(以下「譲渡価格」といいます。)は、本新株予約権1個当たりの交付財産と同一の価格となります。なお、一般投資家の権利行使価格を引受証券会社の行使代金の下回る場合も有り得るところ、譲渡価格と交付財産を同一の価格

とした理由につきましては、譲渡価額を交付財産と同額に設定しない場合、本新株予約権を引受会社に譲渡する際に当社に売却益が生じることとなり、その結果、引受手数料が相対的に高くなることが想定されるため、譲渡価額と交付財産を同一の価格といたしました。

### 3. 既存株主等の動向

当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワン(平成29年9月30日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の13.80%を保有)及び当社代表取締役社長である廣岡哲也(平成29年9月30日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の1.51%を保有)より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を平成30年3月15日までに行使することについて、引受会社との間で、平成30年1月19日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。

なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、下記「4. ロックアップについて」に記載のとおり、原則としてロックアップ期間中においては当社株式の売却を行わない旨を引受会社と合意しております(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの間における当社普通株式の売却又は譲渡(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの各日において、当該日に株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也が行う当社普通株式の売却又は譲渡、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得、その他の当社普通株式に係る取引の全てが終了した時点で、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数(なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也がそれぞれ引受会社の間で本新株予約権無償割当てとの関係で締結する株券消費貸借契約に基づき、引受会社に対して当社普通株式を貸付けている場合には、当該貸付けに係る当社普通株式の数は、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数に算入するものとします。)が3,333,600株を下回ることがない範囲での売却又は譲渡に限りま

### 4. ロックアップについて

引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社、当社株主である株式会社ティ・エイチ・ワン及び当社代表取締役社長である廣岡哲也は、引受会社に対し、それぞれ、平成30年1月19日(当日を含みます。)から平成30年9月18日(当日を含みます。)までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの間における当社普通株式の売却又は譲渡(但し、平成30年2月1日から平成30年3月15日までの各日において、当該日に株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也が行う当社普通株式の売却又は譲渡、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得、その他の当社普通株式に係る取引の全てが終了した時点で、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数(なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也がそれぞれ引受会社の間で本新株予約権無償割当てとの関係で締結する株券消費貸借契約に基づき、引受会社に対して当社普通株式を貸付けている場合には、当該貸付けに係る当社普通株式の数は、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也の保有する当社普通株式の合計数に算入するものとします。)が3,333,600株を下回ることがない範囲での売却又は譲渡に限りま

す。)等を除きます。)を行わない旨を合意しております。なお、株式会社ティ・エイチ・ワン及び廣岡哲也からは、ロックアップ期間満了後も、引き続き当社普通株式の保有を継続する方針である旨、口頭で確認を行っております。

また、引受会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受会社に対し、ロックアップ期間中、引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合及び本新株予約権無償割当てにより本新株予約権が発行される場合を除きます。)を行わない旨を合意しております。

### 5. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

本ライツ・オフリングによる増資の合理性に係る評価手続きとして、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第2号に基づき、取引参加者である引受会社による増資の合理性に係る審査を実施いたしました。引受会社は、当社が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、本ライツ・オフリングが資本市場における資金調達としてふさわしいか否か及び当社の情報開示が適切に行われているか否か等の観点から、東京証券取引所の定める取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則第11条の掲げる事項を含む所定の事項についての厳正な審査を行い、その結果、本ライツ・オフリングによる増資は合理的であると判断しています。

## 6. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### (1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却、又は取得条項に基づき当社による新株予約権の取得に係る交付金の受領のいずれかの方法をとることが可能となっております。なお、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」記載のとおり、当社が取得条項に基づき平成30年3月19日において残存する本新株予約権の全部を取得する際の交付財産は、本新株予約権1個当たり、1円(但し、平成30年3月16日のVWAP価格によっては、交付財産が0円となる可能性があります。)であり、交付財産の価格が本新株予約権の市場価格を大幅に下回ることが想定されますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

### (2) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数(平成30年1月18日現在)並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	31,555,600株	100%
潜在株式数	3,135,500株	9.9%
自己株式数	3,756,925株	11.9%
本新株予約権に係る潜在株式数	27,798,675株	88.1%

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)  
平成29年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第5期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

平成29年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第5期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成29年9月30日)

平成29年11月14日関東財務局長に提出

なお、当社は、平成30年2月8日頃を目途に、事業年度第5期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)に係る四半期連結財務諸表が記載された平成30年3月期第3四半期決算短信を公表する予定であり、平成30年2月14日を目処に、当該四半期に係る四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年1月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月26日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月19日に、それぞれ関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年1月19日)までの間において生じた変更その他の事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する情報が記載されていますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年1月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来の事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。